別表 2 単位数表

1 訪問型サービス費

(1) 介護予防訪問介護相当サービス費及び共生型介護予防訪問介護相当サービス費

サービス内容	算定項目	算定単位
 訪問型サービス I	事業対象者・要支援1・2で週1回程度	1月につき
	のサービス利用が必要な者に、1月に4	
	回を超えてサービスを提供した場合	
	1,172単位	
。 訪問型サービス Ⅱ	事業対象者・要支援1・2で週2回程度	1月につき
	のサービス利用が必要な者に、1月に8	
	回を超えてサービスを提供した場合	
	2,342単位	
。 訪問型サービス Ⅲ	事業対象者・要支援2で週2回を超える	1月につき
	サービス利用が必要な者に、1月に12回	
	を超えてサービスを提供した場合	
	3,715単位	
訪問型サービスⅣ	事業対象者・要支援1・2で週1回程度	1回につき
	のサービスが必要な者	
	1月の中で全部で4回まで 267単位	
訪問型サービスV	事業対象者・要支援1・2で週2回程度	1回につき
	のサービスが必要な者	
	1月の中で全部で8回まで 271単位	
訪問型サービスVI	事業対象者・要支援2で週2回を超える	1回につき
	サービスが必要な者	
	1月の中で全部で12回まで 286単位	
訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2	1回につき
	(20分未満) 166単位	
	※主に身体介護を行う場合1月につき22	
	回まで算定可能	

訪問型サービス初回加算	初回加算	1月につき
	200単位	
訪問型サービス生活機能向	(1)生活機能向上連携加算 (I)	1月につき
上連携加算	100単位	
	(2)生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	
	200単位	
介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算 (I) 所定	1月につき
	単位×137/1000	
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定	
	単位×100/1000	
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定	
	単位×55/1000	
	(4)介護職員処遇改善加算 (IV) (3)	
	の90/100	
	(5)介護職員処遇改善加算 (V) (3)	
	の80/100	
介護職員等特定処遇改善加	(1)介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1月につき
算	 所定単位×63/1000	
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	
	所定単位×42/1000	

- 1 訪問介護における生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該 月において「訪問型サービス I」から「介護職員等特定処遇改善加算」を算定しない。
- 2 「生活機能向上連携加算」の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の 訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。
- 3 「訪問型サービスI」から「訪問型短時間サービス」までについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。

- 4 「訪問型サービスI」から「訪問型短時間サービス」までについて、特別地域加算 を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を足す。
- 5 「訪問型サービスI」から「訪問型短時間サービス」までについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。
- 6 「訪問型サービスI」から「訪問型短時間サービス」までについて、中山間地域に 居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単 位を足す。
- 7 介護職員処遇改善加算について、所定単位は「訪問型サービス I 」から訪問型サービス 「生活機能向上加算」までにより算定した単位数の合計。なお、(IV) (V) については、給付において廃止される同時期において廃止する。
- 8 介護職員等特定処遇改善加算について、所定単位は「訪問型サービス I 」から「訪問型サービス生活機能向上加算」までにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業者が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(I)または(II)を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの算定をしている場合において、一方の加算は算定しない。
- 9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、 支給限度額管理の対象外の算定項目である。
- 10 共生型介護予防訪問介護相当サービスについて、「訪問型サービスI」から「訪問型短時間サービス」まで、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により指定居宅介護事業所で行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定し、重度訪問介護従業者養成研修修了者により指定居宅介護事業所で行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、指定重度訪問介護事業所で行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。

(2) 生活援助サービス費

サービス内容	算定項目	算定単位
生活援助サービス 1	事業対象者・要支援1・2 (提供時間20分以上45分未満で指定 訪問介護事業所が提供を行う場合) 184単位	1回につき
生活援助サービス独 1	事業対象者・要支援1・2 (提供時間20分以上45分未満で指定 訪問介護事業所以外が提供を行う場 合) 163単位	
生活援助サービス 2	事業対象者・要支援1・2 (提供時間45分以上で指定訪問介護 事業所が提供を行う場合) 226単位	1回につき
生活援助サービス独 2	事業対象者・要支援1・2 (提供時間45分以上で指定訪問介護 事業所以外が提供を行う場合) 201単位	1回につき
緊急時対応報酬	165単位	1回につき
いわき市生活援助サービス初 回加算	200単位	1月につき

- 1 「生活援助サービス1」から「生活援助サービス独2」までについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。
- 2 「生活援助サービス1」から「生活援助サービス独2」までについて、特別地域加 算を算定する場合は、所定単位数に30単位を足す。
- 3 「生活援助サービス1」から「生活援助サービス独2」までについて、中山間地域

等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に20単位を足す。

- 4 「生活援助サービス1」から「生活援助サービス独2」までについて、通常の事業の実施地域を越えていない場合であっても市長が定める地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に20単位を足す。
- 5 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、市長が定める地域に居住 する者へのサービス提供加算は支給限度額管理の対象外の算定項目である。
- 6 市長が定める地域とは、遠野地区全域、小川地区全域、三和地区全域、田人地区全域、川前地区全域、久之浜・大久地区全域、内郷高野町、好間町榊屋・大利、川部町、 沼部町、三沢町、山玉町、瀬戸町とする。

(3) 訪問型短期集中予防サービス

訪問型短期集中予防サービスについては別に定めることとする。

2 通所型サービス費

(1) 介護予防通所介護相当サービス費及び共生型介護予防通所介護相当サービス費

		1
サービス内容	算定項目	算定単位
通所型サービス 1	 要支援1、又は、週1回程度のサービス	1月につき
	 利用が必要な事業対象者に、1月に4回	
	を超えてサービスを提供した場合	
	1,655単位	
通所型サービス2	 要支援2、又は、週2回程度のサービス	1月につき
	利用が必要な事業対象者に、1月に8回	
	を超えてサービスを提供した場合	
	3,393単位	
通所型サービス1回数	 要支援1、又は、事業対象者で週1回程	1回につき
	度のサービス利用が必要な者	
	1月の中で全部で4回まで 380単位	
通所型サービス2回数	要支援2、又は、事業対象者で週2回程	1回につき
	度のサービス利用が必要な者	

	1月の中で全部で8回まで 391単位	
通所型生活向上グループ活	生活機能向上グループ活動加算	1月につき
動加算	100単位	
通所型サービス運動器機能	運動器機能向上加算	1月につき
向上加算	225単位	
通所型サービス栄養改善加	栄養改善加算	1月につき
算	150単位	
 通所型サービス口腔機能向	口腔機能向上加算	1月につき
上加算	150単位	
通所型複数サービス実施加	選択的サービス複数実施加算(I)	1月につき
算 I	運動器機能向上及び栄養改善	
	480単位	
	運動器機能向上及び口腔機能向上	
	480単位	
	栄養改善及び口腔機能向上	
	480単位	
 通所型複数サービス実施加	選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	1月につき
 算 II	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能	
	向上	
	700単位	
 通所型サービス事業所評価	事業所評価加算	1月につき
加算	120単位	
通所型サービス提供体制加	サービス提供体制強化加算(I)	1月につき
算 I 11	事業対象者・要支援 1 72単位	
通所型サービス提供体制加	サービス提供体制強化加算(I)	1月につき
算 I 12	事業対象者・要支援 2 144単位	
通所型サービス提供体制加	サービス提供体制強化加算(I)	1月につき
算 I 21	事業対象者・要支援 1 48単位	
通所型サービス提供体制加	サービス提供体制強化加算(I)	1月につき

事業対象者・要支援 2 96単位	
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	1月につき
事業対象者・要支援 1 24単位	
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	1月につき
事業対象者・要支援 2 48単位	
生活機能向上連携加算	1月につき
200単位	
※運動器機能向上加算を算定している場	
合には、100単位	
栄養スクリーニング加算 5単位	1回につき
※6月に1回を限度とする	
(1)介護職員処遇改善加算 (I) 所定	1月につき
単位×59/1000	
(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定	
単位×43/1000	
(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定	
単位×23/1000	
(4)介護職員処遇改善加算 (IV) (3)	
の90/100	
(5)介護職員処遇改善加算 (V) (3)	
の80/100	
(1)介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1月につき
所定単位×12/1000	
(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	
所定単位×10/1000	
	サービス提供体制強化加算(II) 事業対象者・要支援1 24単位 サービス提供体制強化加算(II) 事業対象者・要支援2 48単位 生活機能向上連携加算 200単位 ※運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位 栄養スクリーニング加算 5単位 ※6月に1回を限度とする (1)介護職員処遇改善加算(II) 所定 単位×59/1000 (2)介護職員処遇改善加算(III) 所定 単位×43/1000 (3)介護職員処遇改善加算(III) 所定 単位×23/1000 (4)介護職員処遇改善加算(IV) (3) の90/100 (5)介護職員処遇改善加算(V) (3) の80/100 (1)介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位×12/1000 (2)介護職員等特定処遇改善加算(II)

- 1 「通所型サービス1」から「通所型サービス2回数」までについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 2 「通所型サービス1」から「通所型サービス2回数」までについて、看護・介護職

員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

- 3 「通所型サービス1」から「通所型サービス2回数」までについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。
- 4 「通所型サービス1」から「通所型サービス2回数」までについて、若年性認知症 利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。
- 5 「通所型サービス1」から「通所型サービス2回数」までについて、事業所と同一 建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それ ぞれ以下のとおり減算する。

「通所型サービス1」 376単位

「通所型サービス1回数」 86単位

「通所型サービス 2」 752単位

「通所型サービス2回数」 86単位

- 6 「通所型生活向上グループ活動加算」、「通所型サービス運動器機能向上加算」に おける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、 柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事 業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対 象に含むものとする。
- 7 「通所型サービス栄養改善加算」の算定要件等については、平成30年度介護報酬改 定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずる。
- 8 「通所型サービス生活機能向上連携加算」の算定要件等については、平成30年度介 護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。
- 9 「通所型サービス栄養スクリーニング加算」の算定要件等については、平成30年度 介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。
- 10 「介護職員処遇改善加算」について、所定単位は「通所型サービス1」から「通所型サービス栄養スクリーニング加算」までによる算定した単位数の合計。なお、(IV) (V) については、給付において廃止される同時期において廃止する。
- 11 介護職員等特定処遇改善加算について、所定単位は「通所型サービス1」から「通 所型サービス栄養スクリーニング加算」までにより算定した単位数の合計。算定に当 たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定しているこ

とを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、通所型サービス提供体制加算 I 11または通所型サービス提供体制加算 I 12を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

- 12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。
- 13 共生型介護予防通所介護相当サービスについて、「通所型サービス1」から「通所 サービス2回数」まで、指定生活介護事業所で行った場合は、所定単位数の100分の 93に相当する単位数を算定し、指定自立支援訓練事業所で行った場合は、所定単位数 の100分の95に相当する単位数を算定し、指定児童発達支援事業所で行った場合は、 所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定放課後等デイサービス事業 所で行った場合は、100分の90に相当する単位数を算定する。

(2) 通所型短期集中予防サービス

サービス内容	算定項目	算定単位
通所型短期集中予防サービ	通所型短期集中予防サービス	1回につき
ス	355単位	
通所型短期集中予防サービ	送迎加算	片道につき
ス送迎加算	25単位	

- 1 「通所型短期集中予防サービス」について、利用者の数が利用定員を超える場合は、 所定単位数に70/100を乗じる。
- 2 「通所型短期集中予防サービス」について、支援相談員・機能訓練指導員の員数が 基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 3 「通所型短期集中予防サービス」について、市長が定める地域に居住する者へのサービス提供に際して送迎を行う場合は、所定単位数に20単位を足す。
- 4 「通所型短期集中予防サービス」について、事業所と同一敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住するものにサービスを行う場合は、355単位とする。

- 5 市長が定める地域とは、遠野地区全域、小川地区全域、三和地区全域、田人地区全域、川前地区全域、久之浜・大久地区全域、内郷高野町、好間町榊屋・大利、川部町、 沼部町、三沢町、山玉町、瀬戸町とする。
- 6 その他必要事項については別に定めることとする。

3 介護予防ケアマネジメント費

サービス内容	算定項目	算定単位
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費	1月につき
A	431単位	
	初回加算	1月につき
	300単位	
	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	1月につき
	連携加算	
	300単位	
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費	1月につき
С	431単位	
	初回加算	1月につき
	300単位	

備考

1 住所地特例による財政調整においては、1件あたり431単位とする。 算定にあたっては、住所地特例対象者の数に431単位をかけた金額の支払い・請求に より財政調整を行うものとする。